

2015年(平成27年)2月5日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2013年(平成25年)5月22日付けで諮問された「2013年5月2日情報提供の『訴訟資料に対する情報公開請求への対応について』作成に係る起案文書一式(文書番号241103000225を除く)」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「2013年5月2日情報提供の『訴訟資料に対する情報公開請求への対応について』作成に係る起案文書一式(文書番号241103000225を除く)」の行政文書公開請求に対し、不存在を理由として2013年(平成25年)5月16日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2013年(平成25年)4月26日付で、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「裁判関係資料(訴状、答弁書、準備書面等)の行政文書公開を閲覧のみとした決定に至る事務処理過程を示す起案文書一式」の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同請求にかかる対象文書を「件名 行政文書の公開請求に対する諾否の決定について(文書番号241103000225)」と特定し、同年5月2日に、異議申立人に対し情報提供した。異議申立人は請求に係る文書を情報提供されたことを受けて、同日、当該行政文書公開請求を取り下げた。
- (3) 異議申立人は同月7日付けで、実施機関に対し、条例第10条の規定により、「2013年5月2日情報提供の『訴訟資料に対する情報公開請求への対

応について』作成に係る起案文書一式」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (4) 異議申立人は同月13日に請求内容を「2013年5月2日情報提供の『訴訟資料に対する情報公開請求への対応について』作成に係る起案文書一式(文書番号241103000225を除く)」と補正した。
- (5) 実施機関は本件請求に対し、文書番号241103000225以外には、本件請求に係る文書は職務上作成しておらず不存在であるとして、同月16日付けで行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (6) 異議申立人は同日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (7) 実施機関は同月22日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述の主張を総合すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 行政文書公開拒否決定通知書は「『訴訟資料に対する情報公開請求への対応について』作成に係る起案文書は、文書番号241103000225の文書のみであり、それ以外には職務上作成しておらず、不存在であるため。」とあるが、不存在の法的根拠を示さず拒否することは違法に近く、条例第12条(理由付記等)に該当し、理由が不十分で瑕疵ある行政処分である。

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)「第4条 行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とあり、さらに、藤沢市行政文書取扱規程(平成4年藤沢市訓令甲第2号)「第3条 事務は、行政文書によって処理することを原則とする。」の原則に従わず、文書番号241103000225は個別案件に対する対処説明であり、藤沢市事務決裁規程(昭和63年藤沢市訓令甲第5号。以下「事

務決裁規程」という。)第4条(専決の制限)「異例と認められる事項」であるので、決裁責任者が参事であることも、不当である。

イ 「藤沢市情報公開条例解釈運用基準」に敢えて記載があるように、事務決裁規程第4条(専決の制限)「特命のあつた事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、市長若しくは市長の権限の受任者又は上司の決裁を受けなければならない。」とあり、今回の事案は市長権限の受任者決裁が必要であり、実施機関の理由説明では裁量による公開拒否が可能となってしまう。

2012年7月13日付け副市長の「文書事務の適正な執行について(依命通達)」にある「業務記述書兼リスク管理表(共通事務)4(3)起案文の作成(4)起案文書の中に、当該経過や意思決定の過程を明記する。」を遵守せず、起案文書を別個に作成していないので、不存在を理由とすることは不当である。

藤沢市情報公開制度推進会議規則(昭和61年藤沢市規則第8号)第2条(所掌事務)「推進会議は、次に掲げる事項について研究し、及び協議する。(1)全庁的な情報又は複数の課に係る情報の公開諾否の判断に関すること。」とあるのに、本事案について、実施機関は提議もせずに公開拒否する処分は、条例第1条「市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」の趣旨を理解せず、違法に近く不当である。

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条第3項は、訴訟記録の正本、謄本若しくは抄本の交付については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限しているが、その趣旨は、当事者及び利害関係を疎明した第三者の訴訟準備の必要性和裁判所書記官の負担を調整したものであるから、条例で、公開の可否を判断するに当たっては、その趣旨は考慮に及ばないうえ、閲覧と写しの交付とで区別を設けていないので、その公開方法の違いをもって拒否することは不当である。2013年4月26日行政文書公開請求以前には、裁判資料の写しは交付されていたのであるから、本来ならば審査会に諮問されるべきであると思料する事案を却下されたために、異議申立人は今回、不存在証明を求めたのである。

#### 4 実施機関の主張要旨

非公開理由説明書及び意見陳述における実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は次のとおりである。

- ( 1 ) 異議申立人が 2 0 1 3 年 ( 平成 2 5 年 ) 5 月 7 日付けで提出した本件請求書に記載されている「 2 0 1 3 年 5 月 2 日情報提供の『訴訟資料に対する情報公開請求への対応について』作成に係る起案文書一式」は、「行政文書の公開請求に対する諾否の決定について ( 文書番号 241103000225 )」の一部である当該文書の起案原議がまさにそれであり、これ以外には存在しない。
- なお、このことは、本件請求の際に異議申立人にも説明している。
- ( 2 ) 異議申立人の主張のうち「行政文書の公開請求に対する諾否の決定について ( 文書番号 241103000225 )」の決裁者が参事であるのは不当である、という点については、そもそも行政文書公開請求は実施機関が管理する行政文書の公開を求めるものであり ( 条例第 5 条 )、公開請求の対象となる行政文書の決裁権を争う権利を保障するものではない。また、行政文書公開請求の対象としている行政文書の決裁者が誰であるべきか、という点は、当該情報公開請求に対する決定の当否についてなんら影響を与えるものではない。したがって、「行政文書の公開請求に対する諾否の決定について ( 文書番号 241103000225 )」の決裁者が参事であるのは不当である、という異議申立人の主張は、本件異議申立てにおいては明らかに失当である。
- ( 3 ) 次に、不存在の法的根拠が示されない本件処分は理由不十分で瑕疵ある行政処分であるという異議申立人の主張については、異議申立人が本件請求の当初において対象としていた「『訴訟資料に対する情報公開請求への対応について』作成に係る起案文書一式」は、「行政文書の公開請求に対する諾否の決定について ( 文書番号 241103000225 )」の一部である当該文書の起案原議がまさにそれであり、決して存在しないわけではない。異議申立人が対象となるべき文書を敢えて請求の対象から除外して請求したからこそ、不存在を理由として本件処分をせざるを得なくなったものである。しかも、実施機関としてはその旨を異議申立人に説明しており、決して瑕疵ある行政処分とはいえない。したがって、不存在の法的根拠を示さずに本件処分をするのは、理由不十分で瑕疵ある行政処分である、という異議申立人の主張は、失当である。
- ( 4 ) 異議申立人の主張に理由がないことは上述のとおりであるが、本件請求の際に異議申立人が「不存在の決定がほしい」と述べたことから明らかなように、異議申立人が本件請求で意図しているのは、現存する行政文書に対して、その作成の事務が適正であるのかどうかを問いたいというものであって、そのような請求は条例第 1 条に規定する条例の目的に沿った行政文書の公開の請求ではない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張をもとに審議した結果、次のとおり判断した。

### (1) 本件請求について

異議申立人が求める本件請求の趣旨は、民事訴訟法第91条に規定された訴訟記録に関する行政文書公開請求に対し、訴訟記録の公開方法を閲覧のみとすることを実施機関が一般的な方針として決定した際の経緯がわかる文書の公開を求めるというものである。なお、本件請求は、異議申立人が2013年(平成25年)4月26日に本件請求と同趣旨の請求を行い、実施機関が同請求に対し、同年5月2日に「件名 行政文書の公開請求に対する諾否の決定について(文書番号241103000225)」(以下「本件情報提供文書」という。)と特定し、同日異議申立人に対し情報提供したところ、異議申立人は本件情報提供文書に記載されている訴訟記録の公開方法の方針は個別の事件に関するものであって、訴訟記録の公開方法に関する実施機関の一般的な方針の決定経緯が記載されたものではないとして行われたものである。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は本件処分の理由を、訴訟記録の公開方法に関する実施機関の一般的な方針の決定経緯を示すものは本件情報提供文書のみであり、当該文書以外には職務上作成しておらず、不存在である、としている。

イ これに対し異議申立人は異議申立書及び意見書において、実施機関が処分時に行った処分理由説明は不存在の法的根拠を示しておらず条例第12条の趣旨に反しており、瑕疵ある行政処分であると主張している。

ウ また、異議申立人は、本件情報提供文書の決裁責任者が参事であるのは不当である旨主張している。

エ さらに異議申立人は意見陳述において、本件情報提供文書は個別の事件に関する訴訟記録の取扱いが記載されているにすぎず、実施機関としての一般的な方針の決定が示されているものではない、訴訟記録に関する行政文書公開請求に対し、公開する方法を閲覧のみとする方針を決定するにあたっては、実施機関内部で協議あるいは検討が行われ、本件情報提供文書とは別に何らかの文書が作成されているはずである、また、仮に作成されていないとすれば作成すべきである、と主張している。

オ 一方、実施機関は、処分理由が瑕疵ある行政処分であるとする点については、存在する文書を除外して行われた請求に対しては、不作成を理由として

処分せざるを得なかったものであり、本件処分に瑕疵はない旨主張している。  
カ また、文書の決裁責任者に関する点については、情報公開制度のもとで争う点ではないと主張している。

キ さらに、訴訟記録の請求に対する公開方法を閲覧のみとする取扱いを実施機関の一般的な方針として決定したことを示す文書は、本件情報提供文書以外には存在しないとしている。

### (3) 本件処分の当否について

ア 異議申立人は、本件処分は理由付記の要件を欠いており、瑕疵ある行政処分であるとしているが、理由付記について条例第12条は不存在の理由が作成していないのか、あるいは取得していないのか、期限に達したため廃棄したのか等、単に不存在とするのではなく、なぜ存在しないのかを請求者に理解され得るものでなくてはならない旨を規定しているが、実施機関は職務上作成していないとして、その理由を処分時に示しており、本件処分は瑕疵ある行政処分とは言えない。

イ 異議申立人が、本件情報提供文書のほかに、訴訟記録に関する行政文書公開請求に対する公開方法を閲覧のみとする一般的な方針の決定経緯を示す文書が存在するはずであると主張する点並びに作成されていないとすれば作成すべきであると主張する点については、本件請求の前に行われた訴訟記録についての公開方法の方針決定の経緯を示す文書を求める異議申立人の請求に対し、実施機関は当該請求の趣旨に適うものとして本件情報提供文書を情報提供していること、また、実施機関の一般的な方針の決定は本件情報提供文書に基づき行っているとする意見陳述及びその他の処分理由説明における実施機関の主張に不自然は認められないことから、当審査会としては、異議申立人が求める文書は、本件情報提供文書以外には存在しないと認めざるを得ない。

ウ なお、異議申立人が主張する他の点については本件処分の判断に影響するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2013. 5. 22	・実施機関から審査会へ諮問書の提出
5. 24	・審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
6. 10	・実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 19	・審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
6. 20	・異議申立人から審査会へ意見書の提出
6. 27	・審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
9. 24	・審査会から実施機関へ資料の提出要請
9. 26	・実施機関から審査会へ資料の提出
12. 26	・異議申立人に対する意見聴取
2014. 1. 23	・実施機関に対する意見聴取
2. 27	・審議
3. 27	・審議
2015. 1. 19	・審議
2. 5	・答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者